

例祭日 三月十日
神饌幣帛料供進
指定期年月日 明治四十年一月十八日
會計法適用
指定年月日

崇敬者員數 四百貳戸
氏子戸數 未詳

○鹿兒島縣大隅國熊毛郡上屋久村大字宮ノ浦

益救神社

祭神 天津日高日子穗々出見尊

創立遼遠にして年代詳ならず延喜式神名帳に「大隅國^{アシマ}奴^{スル}郡一座小益救神社」とある神社なり、當郡名は和名抄、類聚三代格、拾芥抄等の諸書に散見し、神社観錄に「當郡は所謂屋久島也」又同書に「益救は假字也」○祭神在所等詳ならず、と云へり、然れども神祇志料に今屋久島の宮浦村一品浦に在り、須久比神と云ひ、又資珠權現といふ、蓋し天津日子火々出見尊を祀る」と見えたり、特選神名牒亦此地とし且祭神は忍王^{タケミカツチ}王子を祀るといへり、又神名帳考證は益救神社、古事記云、火之夜藝速男神とも云へり、祭神何れを是なりとせむ、寶珠權現の名の因て來る所を察するに火々出見尊とする方優れるに似たり、されば神祇志料も是に從ひたるなるべし、さて此神は平城天皇の大同元年「益救神奉充^{アシマノミコトノミコトニシテ}神封一戸^{アシマノミコトニシテ}」(新沙格)ともありて、皇室御崇敬の跡も窺はれ、誠に有數なる古社なり、三國神社傳記に「宮浦嶽宮、浦村に在り云々、其上に益救神石祠あり、一品法壽權現を祀れり、毎年秋八九月の比、里人參詣するもの多し、但婦女は禁制なりき、此岳絶頂より下十四五町許りに水川と云ふ川あり、深さ膝を過ぐべし、登岳の者は汚穢を清むるとして此川に浴す云々中栗生嶽栗生村に屬す

屋久三岳の一なり、其絶頂に益救神社あり、祭神、(同前)一平石あり、其石上一穴の周廻一尺許、深さ二三寸なるあり、水泉常に湧出して溢れ、古より四季共に潤るゝ事なし、其水中に蚯蚓二つ常に居れり、土俗神の使属なりと云ふ、參詣の人其水と蚯蚓とを去り置くに、其飯の比ほひ素の如し云々、長田嶽長田村に屬す、此絶頂に益救神云々、(同前)此岳四面高石崔嵬として登跡の者は梯子にて登るが如し云々と記し、更に云はぐ「益救神社、宮浦村に在り、祭神一座^{アシマノミコト}火々出見尊是なり、圓石二つあり、延喜式云々、(同前)一品寶壽權現と稱す、須久比神と稱す、而れども須久比は益救の訛なり、古來此處の地を宮浦、又は一品か浦などと呼ぶ、是れ其神社の鎮座せる故と云、益救の字を訓にて稱せしむるべし」古來此處の地を宮浦、又は一品か浦などと呼ぶ、是れ其神社の鎮座せる故なり、社山の周廻十二町、其山上に神社あり、俗に權現堂と云ふ久本寺より役す、當社は往古より此浦に鎮座せしに、中古以來闇島郡で法華宗になり、宗外の神社、佛閣等は、尊重せざる風俗となりて、此神社も自然に廢壊し、宮浦には跡形もなくなりしと、然るに本府の士、町田孫七忠以^{チヨウ}屋久の宰官となりて、貞享元年甲子八月より宮浦に來居て、謂へらく、屋久は古來靈山の地なるに、其名のみにて神社の廢したるは淺間しと歎息し、云々神社の遺跡を尋出し、社堂を造營し、土人に勧めて同三年寅正月元日より參詣を始めたりとぞ、此の益救神社は宮浦のみならず、御嶽の巔三ヶ所(前に略記及島中所々)に勧請せり、然れども此浦及び三嶽に鎮座せるもの本社なるべし(勝國會)と記し、又社記に據るに、本社義は古御嶽宮と稱し、種子、屋久兩島鎮守の社にして、造營修繕、一切官費に有之、文久三年藩廳庶政を改め、廢典を舉ぐるに隨ふて、管内の神社を亂し、先づ本社を再興し、神領五十石を付せられ云々、(記)此の文久三年の再興云々は、前記國會の記事中なる貞享の再興を誤り傳ふるか、免まれ角まれ再興以來復た藩主の崇祀する所となりたる趣は、此神記に依り推知するを得、明治六年七月郷社に列す。

社殿は本殿、舞殿、拜殿、幣殿、渡殿等を具備し、境内地壹萬七百四十坪(官有地第一種)あり。